

シルバー人材センターからの配分金を受け取られた方へ (申告のご案内)

シルバー人材センターからの配分金（以下「配分金」という。）は、「雑所得」となります。雑所得は所得税・市県民税の申告が必要です。

1年間に得た収入から、収入を得るために支出した必要経費を差し引いた金額が雑所得になります。

実際の必要経費が55万円未満の場合は、租税特別措置法第27条の「家内労働特例」を適用し、配分金の収入から55万円を上限として経費を差し引くことができます（ただし、収入金額を限度とします）。

★注意★

配分金の収入に家内労働特例を適用するときは、次の点にご注意ください。

◆給与収入がある場合

55万円から給与所得控除の金額を差し引いた残額が、特例で適用できる経費の上限額となります。給与収入が55万円を超えるときは、家内労働特例は適用できません。

◆事業所得、雑所得がある場合

事業所得（農業、漁業や一般の営業）や雑所得の実際の経費の合計と、55万円のどちらか大きいほうを経費とします。

事業・雑所得の実際の経費が55万円を超えるときには、家内労働特例を適用することができません。



詳しくは裏面の計算例をご覧ください。

◎「家内労働者特例の計算書」を使って、収入から差し引くことのできる経費を計算しましょう。計算書は税務署・市役所窓口にあります。また、国税庁の公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

★申告について★

- ・平成23年分申告より、公的年金収入400万円以下かつその他の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要となりました。
 - ・所得税の確定申告が不要な方でも、市県民税の申告は必要です。東広島市市民税課へ市県民税申告書を提出してください。
- ※所得税が還付になる場合は、確定申告をしてください。

詳しくは下記問い合わせ先へおたずねください。

■所得税の確定申告について…西条税務署 082-422-2191

■市県民税の申告について …東広島市市民税課 082-420-0910



〔計算例〕 家内労働特例の適用を受ける場合の必要経費の計算のしかた

前年の収入・所得の種類と金額に応じて計算します。

◆配分金のみ（給与や事業・他の雑所得（公的年金以外※）がない場合）※公的年金にかかる雑所得は別に計算するため含めない

〔例1〕

配分金収入 80 万円、実際の経費 2 万円のとき

・ 配分金収入	80 万円
・ 特例による経費	55 万円
・ 実際の経費	2 万円

★特例による経費と、実際の経費のどちらか大きいほうを収入から差し引きます。

⇒特例による経費 55 万円＞実際の経費 2 万円なので、

配分金にかかる雑所得は $80 \text{ 万円} - 55 \text{ 万円}$
 $= 25 \text{ 万円}$

となります。

※配分金収入が 55 万円に満たないときは、特例による経費は収入額が限度となります。

◆配分金の他に給与収入がある場合

〔例2〕

給与収入 40 万円、配分金収入 60 万円、配分金にかかる実際の経費 2 万円のとき

・ 給与収入	40 万円
・ 配分金収入	60 万円
・ 特例による経費	15 万円 40 万円
・ 実際の経費	2 万円

★給与収入が 55 万円に満たないときは、特例による経費は $55 \text{ 万円} - \text{給与収入金額}$ となります。特例による経費と、実際の経費のどちらか大きいほうを収入から差し引きます。

⇒特例による経費は $55 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} = 15 \text{ 万円}$

15 万円＞実際の経費 2 万円なので、

配分金にかかる雑所得は $60 \text{ 万円} - 15 \text{ 万円}$
 $= 45 \text{ 万円}$

となります。

※給与収入が 55 万円以上のときは、特例による経費は使えません。

実際の経費を使って雑所得を計算します。

◆配分金の他に事業収入（自営業や農業・漁業など）や他の雑所得（公的年金以外）がある場合

〔例3〕

農業収入 50 万円、農業経費 35 万円で、配分金収入 40 万円、配分金にかかる実際の経費 2 万円のとき

・ 農業収入	50 万円
・ 農業経費	35 万円 15 万円 ⇒ 農業所得
・ 配分金収入	40 万円
・ 特例による経費	20 万円 35 万円
・ 実際の経費	2 万円

★事業経費が 55 万円に満たないときは、特例による経費は $55 \text{ 万円} - \text{事業経費}$ となります。特例による経費と、実際の経費のどちらか大きいほうを収入から差し引きます。

⇒特例による経費は $55 \text{ 万円} - 35 \text{ 万円} = 20 \text{ 万円}$

20 万円＞実際の経費 2 万円なので、

配分金にかかる雑所得は $40 \text{ 万円} - 20 \text{ 万円}$
 $= 20 \text{ 万円}$

となります。

給与収入がある場合には、あらかじめ特例による経費から給与収入金額を差し引きます。（差引後の金額がマイナスになる場合は特例対象外です。）

※事業収入の経費が 55 万円以上のときは、特例による経費は使えません。

実際の経費を使って雑所得を計算します。